

## 高梁市若者定住促進住宅助成金



問住もうよ高梁推進課☎ 21-0282

事業区分	対象者	対象事項	助成額
住宅を新築する場合	子育て世帯、または40歳以下の人	<b>用地取得</b> 購入代金が200万円以上の住宅用地の購入(取得から3年以内に建築が条件)	購入代金の10分の1 (上限100万円)
		<b>住宅新築</b> 台所、風呂および便所を有する延床面積70m <sup>2</sup> 以上の住宅の新築(共同住宅を除く)	3世代同居・近居世帯100万円 15歳以下養育世帯80万円 その他世帯50万円 ※市外業者施工の場合は上記の2分の1 ※居住誘導区域10万円加算
住宅を購入する場合	子育て世帯、または40歳以下の人	購入代金が200万円以上の中古住宅、または建売住宅の購入	購入代金の10分の1 (15歳以下養育世帯の上限100万円／その他世帯の上限50万円) ※居住誘導区域10万円加算
住宅をリフォームする場合	子育て世帯	①自らが居住し、自己または同居の親族などが所有する一戸建て住宅の修繕、改修、増築などの工事であること ②建築業者などが施工する場合で、補助対象工事費が100万円以上であること	対象工事費の10分の1 (上限50万円／3世代同居世帯の場合は100万円) ※市外業者施工の場合は上記の2分の1
県外から転入する場合	県外から転入する子育て世帯	①転入日前1年間において市内に住所を有しておらず、転勤・出向など職務上の理由による転入ではないこと ②対象経費(引っ越し費用や仲介手数料など)が10万円以上であること	対象経費の3分の2 (上限10万円)
空き家情報バンク物件を購入した場合	高梁市空き家情報バンク利用登録者	空き家情報バンク登録物件の購入に対する助成	購入費の10分の1 (上限100万円)
空き家情報バンク物件の活用(家財整理・改修・DIYした場合)	高梁市空き家情報バンクに登録された空き家所有者、または空き家情報バンク利用登録者	<b>家財処分</b> 空き家の家財道具の搬出処分および清掃に対する助成(10万円以上) <b>改修</b> 空き家の居住部分の修繕工事や改修工事の助成(30万円以上) <b>DIY</b> 自らが改修を行う場合にかかる材料費の助成(5万円以上)	<b>家財処分</b> 補助率…3分の2 (上限20万円) <b>改修</b> 補助率…3分の1 (上限30万円) <b>DIY</b> 補助率…2分の1 (上限10万円) ※すべて市内業者に限る
結婚した場合	令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届が受理された新婚世帯で、夫婦ともに39歳以下で、前年度の世帯所得が500万円未満の世帯など	①新居への引っ越し費用(業者へ支払った費用) ②賃貸住宅の家賃など(礼金、不動産仲介手数料、家賃6ヶ月分) ③新居の改修費用 ④新居の取得費用	①～④の費用合計で ・夫婦とも29歳以下…上限60万円 ・夫婦とも39歳以下…上限30万円

※子育て世帯とは、中学3年生までの子どもを養育している世帯のことをいいます。

